

## 日本看護歴史学会委員会規程

(目的)

第1条 日本看護歴史学会(以下「学会」という。)に、学会の事業を円滑かつ遅滞なく推進するために会則第3条第2項及び22条第2項に基づいて以下の委員会を設置する。

- 一、 研究活動推進委員会
- 二、 広報委員会
- 三、 渉外委員会
- 四、 特別委員会

(研究活動推進委員会)

第2条 研究活動推進委員会は、目的に沿った看護歴史研究の方法について広く啓発し、発展に向けた活動のために、以下の任務を負う。

- (1) 歴史研究の方法
- (2) 研究に関する理事会セッションの企画・推進
- (3) 年間活動計画及び予算

(広報委員会)

第2条 広報委員会は、学会の活動状況及び情報を会員ならびに社会に向けて広報することで、看護学教育の発展を支えることを目的とし、以下の任務を負う。

- (1) 学会の目的達成に寄与するための会報・その他刊行物の発行
- (2) 学会のPRのためのホームページの企画・維持管理
- (3) 学会の事業活動などの広報のために、適切な手段の審議及びその媒体作成の推進
- (4) 年間活動計画及び予算

(渉外委員会)

第4条 渉外委員会は、学会の発展のため外部の組織に働きかけ、看護教育並びに看護専門職としての充実・発展に必要な事項について審議し、活動する。

- (1) 学会に関連する国の制度や文教行政などについての情報収集と分析・整理
- (2) 六史学会他日本学術会議をはじめ、日本看護系大学協議会、日本私立看護系大学協会等の活動状況の把握をし、必要な提携・協力及び支援活動を企画・実施
- (3) 学会としての提言又は要望の案のとりまとめと理事会及び総会への報告六史学会との連携事業の推進
- (4) 年間活動計画及び予算

(特別委員会)

第5条 特別委員会は、学会の役割と機能の強化に向け、看護歴史学会としての具体的な課題の明確化と今後の方向性について具体的方策の提案及び理事会提案事項について審議し、活動する。

- (1) 情報の収集及び具体的な課題の明確化
- (2) 今後の方向性について具体的方策の提案
- (3) 本会からの提言又は要望の案のとりまとめと理事会及び総会への報告
- (4) 啓発活動のためのセミナーの実施
- (5) 周年記念等理事会から負託された事項
- (6) 年間活動計画及び予算

#### (組織)

第6条 各委員会は、学会理事により構成する。ただし、必要時、学会会員及び学識経験者を委員として選任することができる。

2. 委員の委嘱は会長が行う。

#### (委員)

第7条 委員の任期は、総会の日から翌年の定時社員総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員は、原則として無報酬とする。

#### (委員長)

第8条 各委員会には、委員長1名を置くこととし、当該委員会より互選する。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 3 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

#### (会議)

第9条 委員会は、理事会と密接に連携し、第1条の目的及び各委員会の任務を全うするために、会議を開催する。

- 2、各委員会は、必要に応じ、委員長が随時招集し、議長となる。
- 3、各委員会の議事のうち、学会への提言又は要望の案をとりまとめるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の裁決するところによる。
- 4 委員長は、適当と認める者に対して、参考人として各委員会の会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

#### (報告)

第10条 委員長は、委員会を開催した後、委員会の議事及び結果を理事会に報告しなければならない。

#### (その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 8 月 23 日から施行する。